

元気いっぱいいちば障害児給食特区

都道府県名：

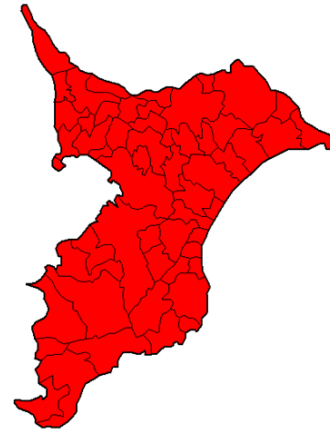
千葉県

申請主体名：

千葉県

区域の範囲：

千葉県の全域



特区の概要：

児童福祉法の改正により、平成 24 年度から地域の療育拠点として新設される福祉型・医療型児童発達支援センターの設置推進は、センターへの移行が予定される障害児通所施設が現在 24 箇所にとどまっている本県の大きな課題となっている。

については、給食の外部搬入による経費の節減という手法を活用して、多くの事業主体のセンター設置への参入や、障害児通所施設のセンター移行後の安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を図るとともに、千葉県産品を利用した地産地消（千産千消）を進め、食を通じた郷土意識を育む。

適用される規制の特例措置：

・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業



障害児への療育の様子



お菓子づくりの説明－食育